

平成 23 年 6 月 3 日

各 位

更生会社株式会社武富士
管財人 小 畑 英 一

経営責任調査委員会による調査報告書提出について

調査委員である須藤英章弁護士は、平成 22 年 12 月 13 日、過去の経営責任に関する調査を、梶谷剛弁護士を委員長とする第三者機関である経営責任調査委員会に委嘱しましたが、平成 23 年 5 月 31 日、同委員会が作成した調査報告書が調査委員に提出されましたので、報告いたします。

調査委員からは、経営責任調査委員会による調査は調査委員の委嘱の趣旨に沿ったものといえ、調査の範囲・方法とも適切であること及び同委員会による調査結果は妥当であり、各事項につき役員等責任査定請求等を行うことが相当である旨の意見が示されております。

管財人は、かかる調査結果および調査委員の意見を踏まえて、今後適切に対処していきたいと存じます。

【調査報告書の概要】

委嘱事項

1. 会社更生法第 100 条第 1 項に規定する役員等責任査定決定の申立てを行うことが相当と判断される事情の有無
2. 更生会社の旧取締役及び創業者一族について、不相当な会社資産の流出及び会社による金銭債務の負担等、実質的な責任追及が必要となる事情の有無

結 論

役員に対する損害賠償請求等を認め得るとされる事項は、下記のとおりである。

1. 平成 22 年 3 月期期末配当（約 20 億円）については、少なくとも当時の代表取締役兩名には、取締役としての損害賠償責任を認め得る。
2. 元会長による盗聴事件により更生会社に生じた損害（訴訟費用・和解金等約 1 億 6400 万円）については、損害賠償責任を認め得る。
3. 元会長が反社会的勢力との関係解消の交渉にあたった更生会社の元社員に 5 億円の報酬を約束した件に関して、更生会社に生じた損害（訴訟費用 7126 万円）については、損害賠償責任を認め得る。
4. 平成 15 年 12 月から平成 16 年 6 月までの間に元取締役に支払われた顧問報酬（約 941 万円）については、過大部分につき不当利得返還義務を認め得る。